- 1. 件 名:国立研究開発法人日本原子力研究開発機構のDCA (重水臨界実験装置) に係る廃止措置計画に関する事業者ヒアリング
- 2. 日 時:令和4年3月8日(火)9時30分~9時40分
- 3. 場 所:原子力規制庁10階南会議室(テレビ会議にて実施)
- 4. 出席者:
 - (1)原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門 伊藤主任安全審査官、上野管理官補佐、島村主任安全審査官

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 大洗研究所 環境保全部 環境技術課長 他1名 安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 主査 他1名

5. 議事要旨

- (1)原子力機構から、DCA廃止措置計画について、廃止措置工程に関して、原子 炉等規制法第43条の3の2において準用する同法第12条の6第5項の規定 に基づき廃止措置計画の軽微な変更として、届出を検討している旨、令和4年2 月8日に説明があったことを受け、原子力規制庁から、以下の通り回答を行った。
 - 本工程の変更は、第3段階の終了時期を有限の令和4年度から令和10年度以降と期限を設けずに延長するものであることから、試験炉規則第16条の8第1項に規定する試験研究用等原子炉施設の保全上支障のない変更とは認められないため、原子炉等規制法第43条の3の2において準用する同法第12条の6第3項のただし書の原子力規制委員会規則で定める軽微な変更に該当しないと判断される。
 - 試験炉規則第16条の8第1項に規定する試験研究用等原子炉施設の保 全上支障のない変更とするには、第3段階の終了時期(燃料の搬出時期)を 保全上支障のない時期に設定することが必要。
- (2)原子力機構から、現在改訂作業中の施設中長期計画に合わせて第3段階の終了時期を保全上支障のない時期に設定し、軽微な変更として届出を提出したい旨の返答があった。
- 6. 配付資料

なし